

須崎市立地適正化計画

須崎市独自設定に係る届出の手引

令和2年1月

須崎市独自設定に係る届出について

須崎市では、令和2年1月に「須崎市立地適正化計画」を公表しました。本市では、想定される津波災害に対し、全ての住宅を安全な場所に移転させることは、財政や現在の生活を維持していく観点からも、事実上困難な状況です。

そのため、津波から避難することを前提に、L1津波に対し“財産を守る”、“経済的損失を軽減し、被災後の地域の経済活動を早期に復旧する”という2つの観点から、推奨する建築物の条件を示し、須崎都市計画区域内のL1津波による想定浸水深が2m以上の区域で、住宅等の建築物を新築又は改築する場合、市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

事前の届出の対象となる行為は、須崎都市計画区域内のL1津波による想定浸水深が2m以上の区域で行う、下記の建築等行為です。

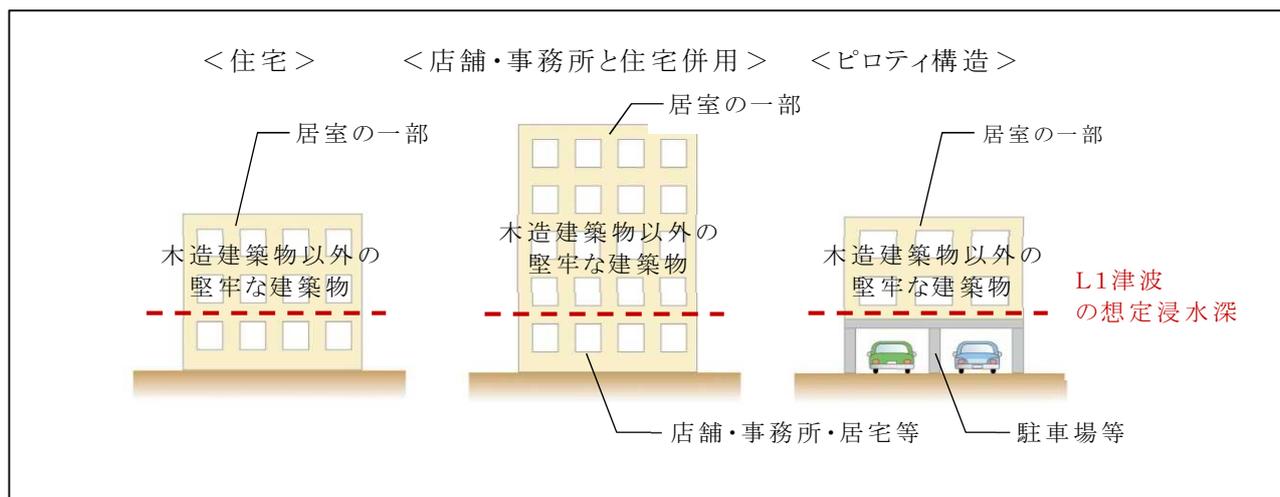
建築等行為	住宅等の建築物を新築又は改築する場合
-------	--------------------

2. 届出の目的と推奨する建築物の条件

須崎市独自設定に係る届出制度は、L1津波の想定浸水深が2m以上の区域において推奨する建築物への建替を推奨することと、高台や津波避難ビルへの避難経路の事前周知を目的としています。

推奨する建築物の条件 ※①、②を満たすもの	<p>①木造建築物以外の堅牢な建築物とします。</p> <p>②居住を目的とした建築物は、L1津波の想定浸水深以上の高さに居室の一部を設け、当該居室の床の高さがL1津波の想定浸水深以上である建築物とします。</p>
--------------------------	---

【推奨する建築物のイメージ図】



3. 届出の期日

建築等行為に着手する日の30日前までに、須崎市へ届出をしてください。

4. 届出書類

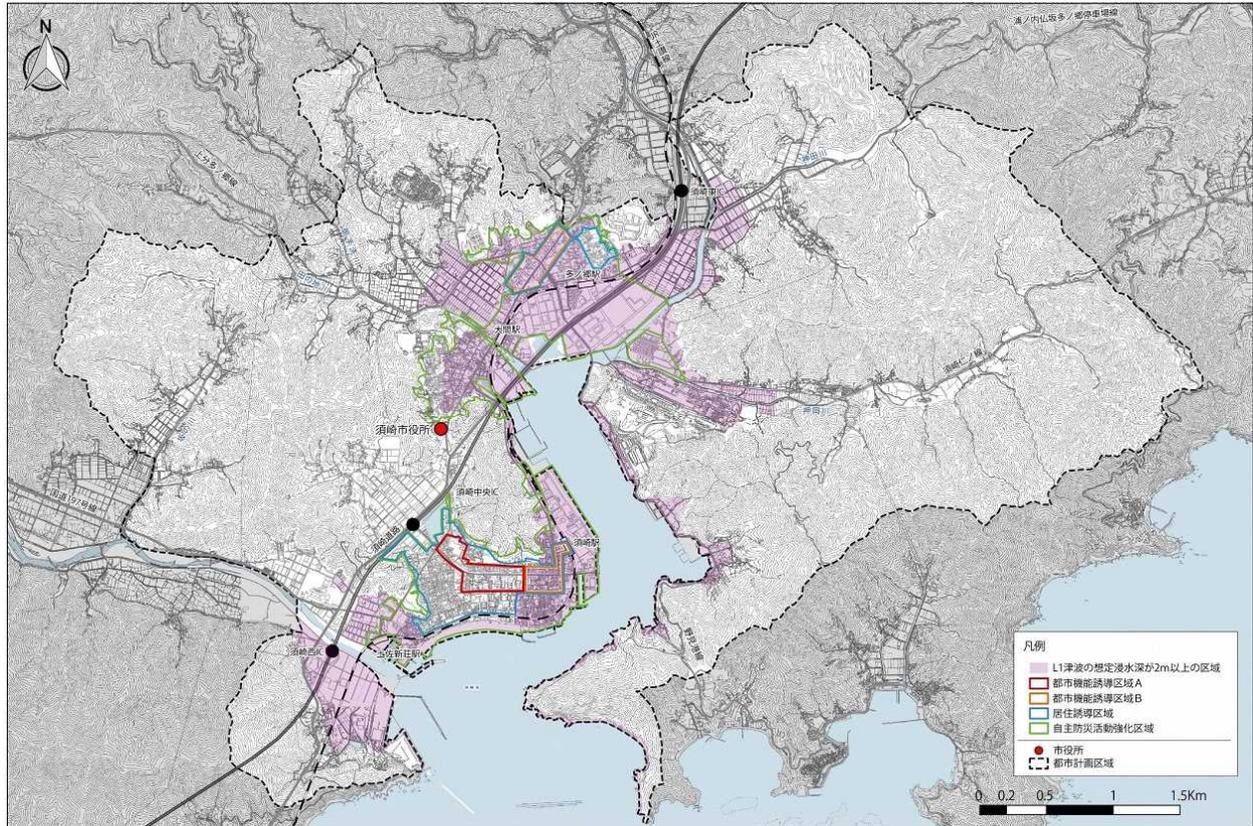
届出は、届出書(様式)に添付書類を添えて提出してください。届出書の様式及び添付書類は、須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例施行規則により、下記のとおり定められています。

建築等行為 (施行規則第3条関係)	①届出書:別記様式 ②添付書類:別記様式に記載のとおり
----------------------	--------------------------------

5. 届出に対する市側の対応

須崎市では届出を受けて、須崎都市計画区域内のL1津波による想定浸水深が2m以上の区域における、住宅等立地の動向を把握するとともに、その建築場所に近い高台や津波避難ビルへの避難経路等の情報提供を行います。

6. L1 津波の浸水予測区域における想定浸水深が2mを超える区域



届 出 様 式

建築等行為の届出書

<p>須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例第4条の規定に基づき、</p> <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 10px;"> { <ul style="list-style-type: none"> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } </td> <td style="border: none; vertical-align: middle;"> について、下記により届け出ます。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p>須 崎 市 長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">印</p>		{ <ul style="list-style-type: none"> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }	について、下記により届け出ます。
{ <ul style="list-style-type: none"> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }	について、下記により届け出ます。		
1 住宅等の建築等行為を行う土地の所在、地番、地目及び面積			
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 住宅等の構造			
5 その他必要な事項			

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること
 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印の省略可。

(添付書類)

- ・確認申請書(住宅等)の写し
- ・位置図
- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面
- ・住宅等の立面図及び各階平面図
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面